

放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備 の設置及び維持に関する技術上の基準の細目

平成八年八月十九日
消防庁告示第六号

【改正経過】

平成十一年九月 八日 消防庁告示第七号
平成十二年五月三十一日 消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十三条の四第二項、同条第三項第一号、第十三条の六第一項第五号、同条第二項第五号及び第十四条第二項第三号の規定に基づき、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を次のとおり定める。

放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十三条の四第二項、同条第三項第一号、第十三条の六第一項第五号、同条第二項第五号及び第十四条第二項第三号の規定に基づき、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を定めるものとする。

第二 用語の意義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備 放水型ヘッド等、制御部、受信部、配管、非常電源、加圧送水装置、水源等により構成されるものをいう。
- 二 放水型ヘッド等 規則第十三条の四第二項に規定するものであって、感知部（火災を感知するための部分であって、放水部と一体となっているもの又は放水部と分離しているものをいう。以下同じ。）及び放水部（加圧された水を放水するための部分をいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。
- 三 固定式ヘッド 放水型ヘッド等の放水部のうち、当該ヘッド等の放水範囲が固定されているものをいう。
- 四 可動式ヘッド 放水型ヘッド等の放水部のうち、当該ヘッド等の放水部を制御し、放水範囲を変えることができるものをいう。
- 五 放水範囲 一の放水型ヘッド等の放水部により放水することができる範囲をいう。
- 六 有効放水範囲 放水範囲のうち、所要の散水量（単位時間当たりに散水される水量をいう。以下同じ。）を放水することができる範囲をいう。
- 七 放水区域 消火をするために一又は複数の放水型ヘッド等の放水部により同時に放水することができる区域をいう。
- 八 警戒区域 火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。
- 九 制御部 放水部、感知部、手動操作部、加圧送水装置等の制御、連動、監視等を行うものをいう。
- 十 受信部 火災の発生した警戒区域及び放水した放水区域が覚知できる表示をすると

ともに、警報を発するものをいう。

第三 放水型ヘッド等の構造及び性能

規則第十三条の四第二項に規定する放水型ヘッド等の構造及び性能は、次に定めるところによる。

一 放水型ヘッド等の構造は、次によること。

- (一) 耐久性を有すること。
- (二) 保守点検及び付属部品の取替えが容易に行えること。
- (三) 腐食により機能に異常が生ずるおそれのある部分には、防食のための措置を講じること。
- (四) 部品は、機能に異常が生じないように的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。
- (五) 可動する部分を有するものにあつては、円滑に作動するものであること。
- (六) 電気配線、電気端子、電気開閉器その他の電気部品は、湿気又は水により機能に異常が生じないように措置されていること。

二 放水型ヘッド等の放水部の性能は、次によること。

- (一) 加圧された水を次に掲げる有効放水範囲内に有効に放水することができること。
 - イ 固定式ヘッドの有効放水範囲は、当該ヘッドの種別に応じ、それぞれ次によること。
 - (イ) 小型ヘッド（指定可燃物を貯蔵し又は取り扱う部分以外の部分に使用するものをいう。以下同じ。）にあつては、当該ヘッドの使用圧力の範囲内において放水した場合に、一分間当たりの放水量を五リットル毎平方メートルで除して得られた範囲内で、かつ、一平方メートル当たりの散水量が一・二リットル毎分以上となる範囲とすること。
 - (ロ) 大型ヘッド（指定可燃物を貯蔵し又は取り扱う部分に使用するものをいう。以下同じ。）にあつては、当該ヘッドの使用圧力の範囲内において放水した場合に、一分間当たりの放水量を十リットル毎平方メートルで除して得られた範囲内で、かつ、一平方メートル当たりの散水量が二・四リットル毎分以上となる範囲とすること。
 - ロ 可動式ヘッドの有効放水範囲は、次によること。
 - (イ) 放水部を任意の位置に固定した状態で当該ヘッドの使用圧力の範囲内において放水した場合に、一平方メートル当たりの散水量が小型ヘッドにあつては五リットル毎分以上、大型ヘッドにあつては十リットル毎分以上となる範囲とすること。
 - (ロ) 二十平方メートル以上であること。
- (二) 可動式ヘッドの放水部を稼働させることにより放水範囲を変える場合の有効放水範囲は、相互に重複していること。

三 放水型ヘッド等の感知部の構造及び性能は、次によること。

- (一) 感知部は、火災報知設備の感知器及び発信機の技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）に定める感知器の構造及び性能に係る基準に適合するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。ただし、自動火災報知設備の感知器により、火災を有効に感知し、かつ、警戒区域内の感知器の火災信号と連動して当該警戒区域に対応する放水区域に設置されている放水部から放水ができる機能を有する場合にあつては、感知部を設けないことができる。

- (二) 感知部の可動する部分にあっては、円滑に作動するものであること。
 - (三) 感知部が走査型（火災により生ずる炎を検知する部分（以下「検知部」という。）が上下左右に自動的に作動するものをいう。以下同じ。）のものにあっては、次によること。
 - イ 一の監視視野（検知部を任意の位置に固定した場合における火災により生ずる炎を検知することができる範囲をいう。以下同じ。）は、高天井となる部分における床面で発生した火災を有効に検知できる範囲であること。
 - ロ 監視視野は、相互に重複していること。
 - ハ 初期の監視状態から作動し、一連の監視後において初期の監視状態に復するまでの時間は、六十秒以内であること。
- 四 放水型ヘッド等には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。この場合において、(五)及び(六)に掲げる事項については、ケースに入れた下げ札に表示することができる。
- (一) 製造者名又は商標
 - (二) 製造年
 - (三) 種別、型式
 - (四) 使用圧力範囲（メガパスカル）及び放水量（リットル毎分）
 - (五) 有効放水範囲（平方メートル）
 - (六) 取扱方法の概要及び注意事項

第四 放水型ヘッド等の設置の基準

規則第十三条の四第三項第一号の規定により、放水型ヘッド等は、その性能に応じて、高天井となる部分における床面で発生した火災を有効に感知し、かつ、消火することができるように、次に定めるところにより設けるものとする。

- 一 固定式ヘッドは、次により設けること。
 - (一) 放水区域は、高天井となる部分における床面を固定式ヘッドの放水により有効に包含し、かつ、当該部分の火災を有効に消火できるように設けること。
 - (二) 一の放水区域は、その面積が百平方メートル以上となるように設けること。ただし、高天井となる部分の面積が二百平方メートル未満である場合にあっては、一の放水区域の面積を百平方メートル未満とすることができること。
 - (三) 二以上の放水区域を設けるときは、火災を有効に消火できるように隣接する放水区域が相互に重複するようにすること。
 - (四) 放水区域は、一又は複数の固定式ヘッドの有効放水範囲に包含されるように設けること。
 - (五) 放水区域は、警戒区域を包含するように設けること。
 - (六) 固定式ヘッドの周囲には、当該固定式ヘッドによる散水の障害となるような物品等が設けられ又は置かれていないこと。
- 二 可動式ヘッドは、次により設けること。
 - (一) 放水区域は、高天井となる部分における床面を可動式ヘッドの放水により有効に包含し、かつ、当該部分の火災を有効に消火できるように設けること。
 - (二) 放水区域は、可動式ヘッドの有効放水範囲に包含されるように設けること。
 - (三) 放水区域は、警戒区域を包含するように設けること。
 - (四) 可動式ヘッドの周囲には、当該可動式ヘッドの散水の障害となるような物品等が設けられ又は置かれていないこと。
- 三 放水型ヘッド等の感知部は、次により設けること。ただし、自動火災報知設備の感

知器により、火災を有効に感知し、かつ、警戒区域内の感知器の火災信号と連動して当該警戒区域に対応する放水区域に設置されている放水部から放水ができる機能を有する場合にあっては、感知部を設けないことができる。

- (一) 警戒区域は、高天井となる部分の床面の火災を有効に感知できるように設けること。
- (二) 隣接する警戒区域は、相互に重複するように設けること。
- (三) 感知部は、当該感知部の種別に応じ、火災を有効に感知できるように設けること。
- (四) 感知部は、感知障害が生じないように設けること。
- (五) 感知部が走査型のものにあつては、次により設けること。
 - イ 警戒区域は、監視視野に包含されるように設けること。
 - ロ 初期の監視状態から作動し、一連の監視後において初期の監視状態に復するまでの時間が、六十秒以内となるように設けること。

四 放水型ヘッド等の感知部及び放水部の連動等は、次によること。

- (一) 放水型ヘッド等の感知部が火災を感知した旨の信号を発した場合には、火災が発生した警戒区域を受信部に表示するとともに、当該警戒区域に対応する放水区域に放水を自動的に開始することができるものであること。
- (二) 自動火災報知設備と連動するものにあつては、当該自動火災報知設備からの火災信号を受信した場合には、火災が発生した警戒区域を受信部に表示するとともに、当該警戒区域に対応する放水区域に放水を自動的に開始することができるものであること。
- (三) 放水区域の選択及び放水操作は、手動でも行えること。

第五 水源水量の算出方法

規則第十三条の六第一項第五号の放水区域の火災を有効に消火することができる水源水量は、次に定めるところにより算出するものとする。

- 一 固定式ヘッドを用いるものにあつては、放水区域のうち面積が最大となる放水区域に設けられたすべての固定式ヘッドを同時に当該ヘッドの一分間当たりの放水量で二十分間放水することができる量以上の量とすること。
- 二 可動式ヘッドを用いるものにあつては、可動式ヘッドの一分間当たりの放水量が最大となる場合における放水量で二十分間放水することができる量以上の量とすること。

第六 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の性能

規則第十三条の六第二項第五号の放水区域に有効に放水することができる性能は、次に定めるところによるものとする。

- 一 固定式ヘッドを用いるものにあつては、放水区域のうち面積が最大となる放水区域に設けられたすべての固定式ヘッドを同時に当該ヘッドの一分間当たりの放水量以上で放水することができる性能とすること。
- 二 可動式ヘッドを用いるものにあつては、可動式ヘッドの放水量が最大となる場合における当該ヘッドの一分間当たりの放水量以上で放水することができる性能とすること。

第七 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備（放水型ヘッド等の部分を除く。）の設置及び維持の基準

規則第十四条第二項第三号の放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備（放水型ヘッド等の部分を除く。）の設置及び維持の基準は、次のとおりとする。

- 一 非常電源は、規則第十二条第一項第四号の規定の例により設けること。

- 二 操作回路は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、規則第十二条第一項第五号の規定の例により設けること。
- 三 受信部は、防災センター等（防災センター、中央管理室（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の二第二号に規定するものをいう。）、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）をいう。）に設けること。ただし、七の規定により操作盤が設けられている場合にあっては、この限りでない。
- 四 電気配線、電気端子、電気開閉器その他の電気部品は、湿気又は水により機能に異常が生じないように設置すること。
- 五 配管は、規則第十四条第一項第十号の規定の例により設けること。
- 六 加圧送水装置は、規則第十四条第一項第十一号の規定の例により設けること。
- 七 操作盤は、規則第十四条第一項第十二号の規定の例により設けること。
- 八 貯水槽等には、規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講ずること。

附 則

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成十一年九月八日消防庁告示第七号）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 （平成十二年五月三十一日消防庁告示第八号）

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。